

デイサービスセンター マザアス氷川台
(認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人マザアスが開設するデイサービスセンター マザアス氷川台（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く）が可能な限りその居宅に置いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 事業所は、認知症対応型通所介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

5 認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業所へ情報の提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 デイサービスセンター マザアス氷川台
- 2 所在地 東京都東久留米市氷川台二丁目5番7号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 通所介護従事者

生活相談員サービス提供時間を通じて1名以上

看護職員又は介護職員2名以上うち1名はサービス提供時間を通じて専従従事者は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の業務にあたる。

生活相談員は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用申し込みにかかる調整、認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

介護職員、看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

看護職員はサービス提供時間を通じてマザアス氷川台通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図る。

3 機能訓練指導員 運営基準に基づいた人数以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

4 運転手

利用者の送迎を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日

ただし、12月31日から1月3日までを除く

2 営業時間 午前8時45分から午後5時45分

3 サービス提供時間 午前9時から午後17時までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の1日の利用者の定員は、下記のとおりとする。

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

1日12名とする

(指定通所介護の提供方法、内容等)

第7条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等が作成した居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する

ア 排泄の介助

イ 移動、移乗の介助

- ウ その他必要な身体介護
- 2 入浴に関すること
 - 家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する
 - ア 衣類着脱の介護
 - イ 身体の清拭、整髪、洗身
 - ウ その他必要な入浴の介助
- 3 食事に関すること
 - 給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する
 - ア 食事の準備、配膳下膳の介助
 - イ 食事摂取の介助
 - ウ その他必要な食事の介助
- 4 機能訓練に関すること
 - 体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う
- 5 アクティビティ・サービスに関すること
 - 利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。
 - ア レクリエーション
 - イ 音楽活動
 - ウ 創作活動
 - エ 行事的活動
 - オ 体操
 - カ 養護
- 6 送迎に関すること
 - 送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には必要に応じて従事者が添乗し、必要な介護を行う
 - ア 移動、移乗動作の介助
 - イ 送迎
- 7 相談・助言に関すること
 - 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う
 - ア 疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言
 - イ 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言
 - ウ 自助具や福祉機器、住宅環境の整備に関する相談・助言
 - エ その他在宅生活全般にわたる必要な相談・助言

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等

を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供が困難と認められた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画を作成する。

- 2 認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得て交付する。
- 3 利用者に対し、認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 従事者は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、その提供日・内容、当該指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護について、介護保険法第41条第6項、または法第115条の45の3第3項の規定により、利用者にかわって支払いを受ける居宅サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第11条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、サービス総額の介護負担割合証に記載された割合の額による。

- 2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、通常の営業日及び営業時間帯を越えて指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合の利用料、食費、おむつ代、アクティビティサービスにかかる諸経費については、重要事項説明書別紙に掲げる費用を徴収する。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対

して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

- 4 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、東久留米市全域とする。

(契約書の作成)

- 第13条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書及び重要事項説明書の書面をもって説明し、同意を得たうえで署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 従事者は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。
 - 2 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

- 第15条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、非常災害に備えて、消防計画、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害に備えるため、避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。
 - 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

防火責任者	管理者
防災訓練	年 1回
避難訓練	年 2回
通報訓練	年 12回

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

- 第16条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
 - 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる処置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防まん延防止の為の対策を検討する委員会をおおむね6カ月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知

徹底を図る。

- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等の高齢者を現に養護する者)による虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第19条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用する。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(秘密保持)

第20条 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従事者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記するものとする。

(苦情処理)

第21条 管理者は、提供した指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第22条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第23条 従事者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後2か月以内
- 2 継続研修 年2回以上
- 3 センターは、この事業を行うため、必要な帳簿を整備する。
- 4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人マザアスとデイサービスセンター マザアス氷川台の管理者との協議に基づき定めるものとする。

第24条 事業所は、適切な指定認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であった業務上必要かつ相当な範囲で超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確等の必要な処置を講じるものとする。

(地域との連携について)

第25条 事業所は、事業を提供するにあたり、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」)を設置し、おおむね6か月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

- (1) 報告、評価、要望、助言等については、記録を作成し、公表する。
- (2) 事業の運営にあたっては、地域住民との交流を図らなければならない。
- (3) 事業の運営にあたっては、提供した事業に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。